

ひと・暮らし・みらい  AKARUI SHAKAI

明るい社会

No.700

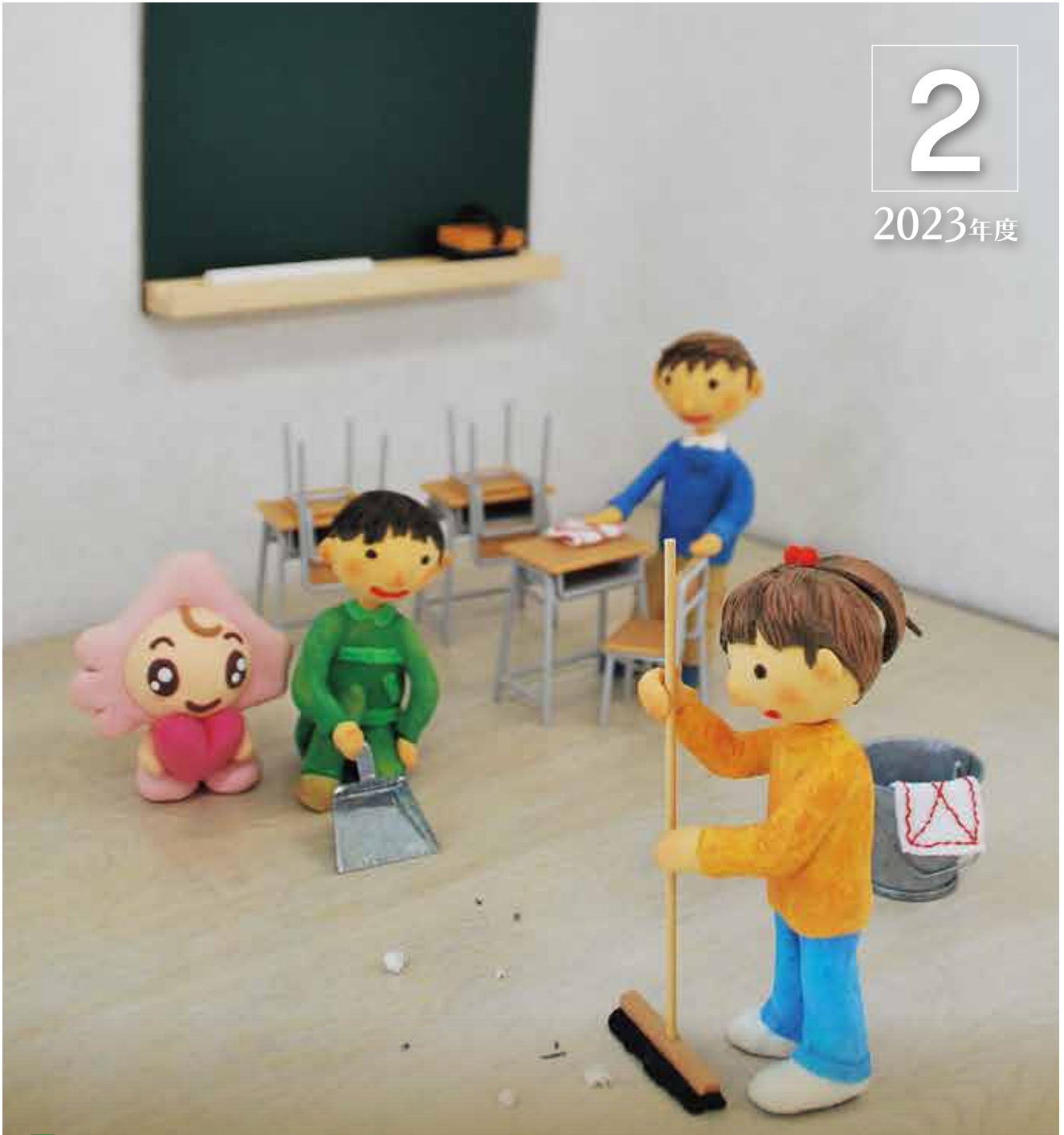


道社協Facebook



じぶんの町を
良くするしくみ。
赤い羽根共同募金
ここにも役立てられています

2
2023年度



目次

特集 「児童福祉法の改正と
こども家庭センターの取り組み」 2

道内福祉施設・事業所・団体紹介「はあとステーション」 6

共同募金会からのお知らせ 7

「ほっとチャンネル」①市民活動団体の取り組み 8

「ほっとチャンネル」②社会福祉協議会の取り組み 9

寄付・寄贈のご報告 10

授産製品紹介「きらきらマルシェ」 11

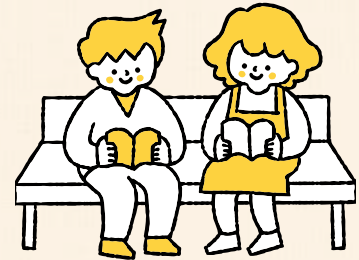


こども家庭センターの取り組み

令和4(2022)年6月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が成立し、令和5(2023)年4月に施行されました。同年4月には、こどもに関わる政策を総括するこども家庭庁が発足し、さまざまな取り組みを進めています。

一方、こどもの「福祉」に着目すると、18歳未満の児童の福祉と権利を保障し、国民の責任を定めた「児童福祉法」という法律があります。この法律は、昭和22(1947)年に制定され、それから70年以上の間、時代の流れに応じた改正が繰り返されてきました。

今号では、児童福祉の変遷に焦点を当てるとともに、令和4(2022)年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律(改正児童福祉法)」に位置付けられた「こども家庭センター」について、道内の取り組みをご紹介します。



児童福祉法と児童虐待防止法

日本では、身近な地域において、保育所における保育サービスや障害児に対する在宅サービス等が提供されています。また、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設、障害児施設等の施設サービスを通して、さまざまな理由から家庭で暮らすことが難しかったり、厳しい家庭環境にあったりする子どもたちの生活や発達、自立を支援しています。これらの福祉サービスは、児童福祉の基本法である「児童福祉法」に基づき行われています。

「児童福祉法」は、第二次世界大戦後、困窮する子どもへの保護や救済、次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、昭和22(1947)年に制定されました。この法律の第1条・第2条では、児童福祉の理念は、すべての児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されるよう努めること、そしてすべての児童が等しくその生活を保障され、愛護されることであると明記されています。

また、昭和26(1951)年には、

日本国憲法の精神に基づき、すべての児童の幸福を図るための児童の権利宣言として「児童憲章」が定められました。以降、児童福祉の各制度は、これらを基本に、子どもの最善の利益を保障する観点で発展してきました。

児童虐待の防止については、児童福祉法において、通告の義務や立ち入り調査などについて盛り込まれていたものの、十分に行使されていたとはいえない状況でした。このような状況において、平成6(1994)年に日本が国連の「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に批准したことや、平成2(1990)年度に統計を開始した児童相談所における児童虐待相談件数が急増したことを受け、児童虐待に対応する法律が必要という声が高まり、平成12(2000)年に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が公布・施行されました。

子どもや子育てをめぐる社会環境の変化

児童福祉法の制定以降、子どもや

子育てをめぐる社会環境は大きく変化し、その課題も複雑化しています。

かつては、「向こう三軒両隣」という日常的に親しく交際する近隣の家を指し示す言葉がよく聞かれ、地域ぐるみで子育てを支える風土がありました。地域のつながりが希薄化する中で、近所に子どもを預かってくれる人がいないという子育て世代の保護者も多く、子育てへの支援ニーズは高まっています。

平成27(2015)年には、幼年期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るため、「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。例えば、地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ることで、教育・保育の受け皿を増やしたり、幼稚園や保育所、認定こども園などの職員配置を改善し、子どもたちに目が届きやすくなりたりすることをねらいとするものです。この制度により、各市町村では、子育てへの支援サービスの充実に図られています。子育て世帯の負担軽減等に対する効果が限定的なものとなっている、この指摘もあります。

また、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」の制定などにより、児童虐待防止に向けてさまざまな取り組みを行っています

が、子どもの尊い命が失われる事例も全国各地で発生しており、児童相談所における児童虐待相談件数は令和2(2020)年には20万件を超えるなど、深刻な状況を呈しています。

児童福祉法の改正

このように、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯への包括的な支援を行う体制を強化するため、「児童福祉法等の一部を改正する法律(改正児童福祉法)」が令和4(2022)年6月に成立し、令和6(2024)年4月に施行される予定です。

今回の改正のポイントは、主に次の7点です。

- ① 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- ② 一時保護所及び児童相談所によ

る児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

③ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

④ 児童の意見聴取等の仕組みの整備

⑤ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

⑥ 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

⑦ 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等

このうち、①子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充については、市区町村において、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な相談支

て世帯、子どもへの包括的な相談支援を行う機関である「こども家庭センター」の設置に努めることとなり

ました。市区町村には現在、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」が併存していますが、これらの意義や機能を維持した上で、組織の体制を整備することを想定しています。また、新たに、「こども家庭センター」において、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成することなども盛り込まれました。

次頁では、事例として、「こども家庭センター」を開設している恵庭市の取り組みについて紹介します。

*参考

○ 社会福祉法人全国社会福祉協議会 ホームページ
<https://www.shakyo.or.jp/bunya/kodomo/index.html>

○ 認定特定非営利活動法人
児童虐待防止全国ネットワーク ホームページ
<https://www.orangeribbon.jp/about/child/institution.php>

○ 厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouhukushihou_kaisei.html

○ こども家庭庁 ホームページ
<https://www.cfa.go.jp/policies>



「えにわっこ応援センター」の取り組み

恵庭市役所子ども未来部えにわっこ応援センター
センター長（統括支援員兼務）

高橋明子氏

1. 恵庭市の概要

恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置しており、便利な交通アクセスと豊かな自然環境、穏やかな気候を持つことから、ほどよい生活感の「ちょうどいいまち」とも言われています。恵庭市第5期総合計画では、将来の都市像を「花・水・緑 人がつながり夢ふくらむまち えにわ」と定め、まちづくりを進めています。

令和6年1月末時点の人口は70,334人で、近年は微増傾向にあります。しかし、令和4年の出生数は422人、高齢化率は約28%となっており、少子高齢化は着実に進行しています。

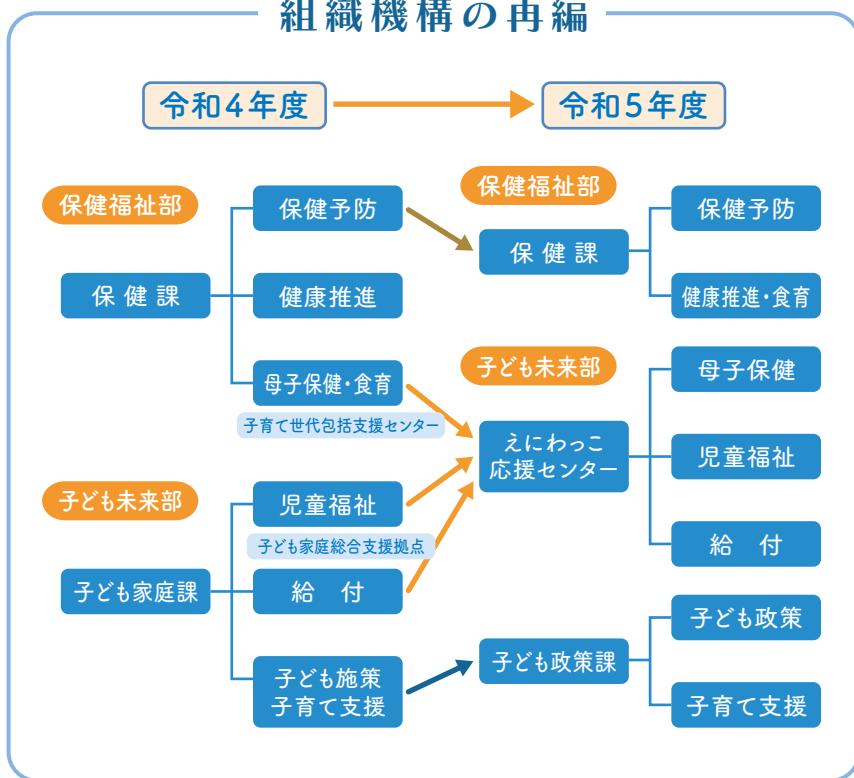
2. センター開設までの経緯

当市は令和4年度まで、母子保健を保健センター内の保健福祉部保健課（子育て世代包括支援センター）が、児童福祉を市役所内の子ども未

来部子ども家庭課（子ども家庭総合支援拠点）がそれぞれ所管し、相談窓口は異なる建物内にありました。所管は分かれていましたが、それぞれの部署に保健師や相談員等を配置し、情報共有や連携を図り、相談支援に対応してきました。

しかし、令和4年6月の児童福祉法改正を受け、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を集約し、子育て世帯への包括的な相談支援体制を構築する必要があると考え、「こども家庭センター」の設置に向けて、協議を開始しました。具体的な協議内容は、組織機構の見直し、統括支援員や保健師・社会福祉士等の専門職の配置、センター設置場所の選定、事務室の改修整備費の活用や改修工事のスケジュール作成、市民への周知活動などです。保健課や子ども家庭課だけではなく、総務課や建築課などとも協議を重ねました。

組織機構の再編



3. センターの機能

協議を重ねた結果、令和5年度の組織機構の再編により、保健福祉部保健課の母子保健担当と子ども未来部子ども家庭課の児童福祉担当・給

付担当が、「こども家庭センター」である「えにわっこ応援センター（課）」として、子ども未来部に再編されました（右図のとおり）。当センターは、令和5年4月、子育てに関するさまざまな相談を受け



る一体的な窓口として、市役所の庁舎1階に設置されました。保健師や社会福祉士、管理栄養士などの専門職や事務職で構成された22名の職員が、同じフロアで働いています。

主な業務については、母子保健担当は、妊娠期からの伴走型相談支援、出産後の産後ケア、赤ちゃん訪問、乳幼児健診など、母子保健事業を通じて切れ目のない支援を担っています。また、児童福祉担当は、要保護児童対策協議会の事務局を担い、児童虐待などの要保護・要支援児童の対応や障がい児支援、子どもの貧困対策等の支援を行っているほか、給

付担当は、子育てに係る手当や給付金の事務、ひとり親家庭への相談支援を行っています。

4. センター開設による成果

事務室の改修工事は令和5年6月に完了し、当センターの職員全員が新体制に移行しました。

その結果、約半年経った現在では、個別支援に関する情報が迅速に共有され、支援の内容及方向性について円滑かつ迅速に検討・協議が行えるようになりました。また、子育てに関するサービス・制度の紹介や手続

きを行う窓口が一元化され、市民の利便性が向上しました。これまでも必要な連携は図ってききましたが、同じ場所で母子保健や児童福祉の機能・役割がより一層可視化されたことで、相互理解が深まり、相談・支援対応の質が向上したと実感しています。

一方、乳幼児健診等を実施する建物がセンターのある市役所とは異なるため、健診のたびに物品の準備や移動の手間が生じ、担当する保健師の負担が増えたほか、保健福祉部保健課から離れて配置となる保健師職の人材育成や連携に関する課題もあります。

センターができてから日が浅いため、職員間で日々コミュニケーションをとり、工夫しながら、業務に携わっています。

5. 今後に向けて

当市では、令和6年度に向けて、「こども家庭センター」が作成・開催するサポートプランや合同ケース会議について、試行的な取り組みを行いつつ、当市の既存の仕組みをも

とに、国のガイドラインに準拠するよう検討を深めています。

今後、統括支援員の人材育成、子どもから若年層への切れ目のない支援のあり方、地域の子育て相談支援機関の整備などについて、子ども未来部だけではなく、保健福祉部や教育部、総務部なども交えて協議・検討する必要があると考えています。

これからも、地域の保健、福祉、教育、就労などの分野の関係機関と連携を図りながら、誰ひとり取り残すことなく、子どもたちやその保護者等が安心して暮らせるよう、取り組みを続けてまいります。



はあと♥ ステーション

道内の福祉施設・事業所・
関係団体等の取り組みを
毎回ご紹介します



株式会社いろはなケアサービス デイサービス いろはな本町

代表取締役／内田 香理
管理者／板垣 美奈子

〒006-0025
札幌市手稲区手稲本町5条2丁目13-1
TEL 011-688-7022



「デイサービスいろはな本町」は、札幌市手稲区手稲本町にある民家型・認知症対応のデイサービスです。2012年7月に開設した同じく民家型・認知症対応デイサービスの「デイサービスいろはな」の2号店として、2015年1月に手稲区星置に開設しました。その後、2021年6月に手稲本町に移転し、現在に至ります。

当事業所では、民家型の特性を活かした効果的な認知症予防療法を提供しています。専門スタッフが利用者一人ひとりに向き合い、役割を持ち続けることが認知症の進行予防につながると考えています。利用者が自分らしく過ごせる環境を提供し、利用者の「できる」を実現することを理念としています。

■認知症があっても「できる」を支えたい

日本は超長寿国家であり、人生100年時代とも言われています。2025年には高齢者の5人に1人は認知症になるとも予測されています。

認知症と聞くと、「困った、人生終わりだ」などと感じる方もいますが、当事業所では、利用者が「できる」ことを最大限に支え、利用者本人が生き生きと暮らし、ご家族も安心できるような支援を提供しています。

具体的な取り組みとして、調理師だった利用者に魚をさばってもらったり、利用者スタッフがみんなでおやつ作りを楽しんだりしています。暮らしの中で今まで行ってきたことや昔得意だったことなど、さまざまな「できる」を一緒に実践しています。

スタッフは必ずしも手本ではなく、利用者から「段取り悪いぞ」と叱られることもあります。スタッフが利用者から教えてもらったり、一部を支えたりすることで、相互の信頼関係が生まれ、利用者は安心して一日を過ごすことができます。信頼関係があることで、利用者が自発的に活動してくれるようになります。先日もスタッフが外で除雪をしていると、「やるぞ」と外に出て、一緒に除雪をしてくれた方がいました。人が生きていく上で、誰かの役に立つことはとても重要なことです。スタッフも利用者からさまざまなことを学び、感じることで、自身の人生の財産を得ることができます。

■ケアを通じ、地域に根差す

株式会社いろはなケアサービスでは、当事業所のほか、手稲区曙で3つの事業所を運営しています。先述の「デイサービスいろはな」のほか、2022年3月には新たに「小規模多機能とも笑み」グループホームこころ居」を立ち上げました。

当社はこれからも、一貫した高齢者ケア、認知症ケアを通じて、地域に根差し、地域のみなさまに愛される運営を目指してまいります。



利用者とスタッフが一緒に「おいなりさん」づくり



知的 快適 創造的オフィス創りで地域に貢献する サンコー事務機株式会社

お客様の变えたい・良くしたいを「カタチ」にするオフィス・施設の総合テイナー

〒060-0013 札幌市中央区北13条西18丁目36番90
TEL 011-614-2255 (代表) FAX 011-614-5245 URL <http://www.sancoh.gr.jp/>

取扱品目

OA機器全般の販売・レンタル、オフィス関連商品の販売、プロバイダー事業、ICT関連機器の販売、ネットワークシステムの構築、小冊子などの印刷を行うドキュメントサービス、情報システムの提案・導入・保守、基幹系業務（販売管理・給与計算・財務）等をはじめ、その他各業種業務用パッケージソフト提案・導入・保守、OA機器の保守、点検、修理等、福祉機器関連商品の販売、NTT商品取次、その他、オフィス・施設的环境をよりよくなるための一切の事業



155030357/JISQ27001:2006
当社はISMS認証企業です。



赤い羽根共同募金からのお知らせ



「赤い羽根共同募金助成金」1次募集について

北海道共同募金会では、安心・安全で住みよい福祉のまちづくりのため、住民が自発的・組織的に行う創造性豊かな社会貢献活動や、地域における子育て支援活動など、柔軟かつ多様な福祉活動を行っている団体・グループを対象に、助成事業の公募を年2回行っています。(1次募集：3月/2次募集：9月)

● 募集概要

助成の対象	1.北海道内で活動する「住民団体やグループ」で活動実施に要する資金の確保に困難をきたしている団体。 2.自主性(特定の企業、政党、宗教団体などから独立して運営)をもって運営され、非営利並びに情報公開の実施を原則としている団体。		
助成の対象となる費用	活動のため必要な会議費、研修費、備品・機材等の購入費、PR資料などの作成費、また、活動団体の運営に最低限必要な経費。 ※下記の費用は助成対象として認められません。 飲食費、講師謝礼、報酬、人件費、建物の増改築、附帯設備の整備、高額高機能な機器・備品や作業機械等、研修旅行費、高額な交通費等		
助成限度額	1 団体あたりの助成限度額は50万円を限度とします。 ※助成金を運用できる期間は原則として単年度となります(交付日～2025年3月迄) ※選考の結果、助成額が要望額より減額することがあります。		
募集、決定、交付時期について	1次募集	3月1日～31日	5月中旬
	2次募集	9月1日～30日	11月中旬
	※1次募集、2次募集どちらも助成金決定後～2025年3月31日の期間に実施する活動に対しての助成金になります。 なお、助成金決定以前の活動をさかのぼって対象とすることはできません。		
応募方法	募集(応募)要領に基づき、規定の様式により要望内容を書類で提出していただきます。		

※「赤い羽根共同募金助成金募集(応募)要領」ならびに「申請書様式・記入例」は、北海道共同募金会ホームページ「助成情報」からダウンロードが可能です。▶ <https://www.akaihane-hokkaido.jp/jyosei/jyoseiinfomation/>

寄付金つき赤い羽根ご当地ピンバッジ 申込受付中

北海道内各地のご当地キャラクターや景勝地をモチーフにした2023年度の寄付金つき赤い羽根ご当地ピンバッジにつきまして、インターネット上の特設サイトよりお申込を受付けております。是非、ご協力をお願いいたします。

北海道の赤い羽根共同募金 赤い羽根ピンバッジ 特設サイト

※申込受付：2024年3月29日(金)まで

<https://akaihanehkd.official.ec/>



お問合せ

社会福祉法人 北海道共同募金会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 4階
TEL 011-231-8000/FAX 011-231-8003
ホームページ <https://www.akaihane-hokkaido.jp/>

赤い羽根共同募金

赤い羽根 北海道 検索

営業品目

- 広告代理業 ■ デザイン制作
- オンデマンド印刷 ■ オフセット印刷
- COPY・製本 ■ スキャニング
- 電子納品 ■ HP制作
- 設計・CAD・建築施工図作成
- OA機器、什器備品、事務用品販売
- 看板

北海道社会福祉協議会
賛助会員

欲しい「ヒト」に、欲しい「モノ」を、
欲しい「トキ」に、欲しい「カズ」だけ。



株式会社 アルファビジネス

E-mail info@alpha-business.co.jp
U R L <https://www.alpha-business.co.jp>

札幌本社 〒060-0906 札幌市東区北6条東4丁目1-7
de AUNE SAPPORO 3F
TEL (011)741-7998 FAX (011)741-9091
帯広支社 〒080-0312 河東郡音更町南鈴蘭南1丁目1番地2-6-15
東京支社 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-19-12
印刷工場 〒063-0062 札幌市西区西町南11丁目1-10



546000

FUJIFILM
Iridesse Production Press
【CMYK+金+銀+白+クリア】

あそぼーの

子育て世代への 遊びの場の提供から多世代交流へ

「あそぼーの」は、厚岸町で、子育て世代の親子が家から外に一步踏み出し、リフレッシュできる活動を行っています。

平日は遊具で遊べる屋内の場所を提供し、夏休みやハロウィンなどの季節イベントも企画・実施しています。会員制ではなく、誰もが各々のタイミングで参加できる親子のあそび場を定期的に提供しています。

最近では、「あつまーる」というプロジェクトを通して、子育て世代の親子と高齢者の世代間の交流も生まれています。

子どもが笑えば 大人も笑う！

「あそぼーの」は、「子どもが笑えば 大人も笑う！」をテーマに掲げて、2018年に立ち上げた小さなサークルです。このサークルは、代表自身が子育てに悩み葛藤したことから、「周りのママたちが少しでも楽しく子育てをしてほしい」と思ったことがきっかけで発足しました。家にいるとどうしても後ろ髪引かれ頭から離れない家事。「あそぼーの」で過ごす時間だけでも家事から解放され、子どもと向き合える楽しい時間を過ごせるストレスフリーな居場所づくりを目指して、日々奮闘しています。



「あそぼーの」から生まれた共存スペース「あつまーる」

私たちはこれまで、子どもたちの遊びの場の不足に目を向けていました。しかし、コロナ禍を経験したことで、子どもたちだけではなく、さまざまな人々が生きづらさを抱えていることを知りました。

平成から令和へと時代が進むにつれ、他者との関わりや地域とのつながりが減り、この小さな町でも、隣人との交流が少ない家庭が多くなっています。子どもたちの登下校時の安全性への不安や高齢者の孤独な生活への寂しさを感じました。

☆北海道社会福祉総合基金とは☆

昭和48年に民間福祉事業の進展のために設立された北海道社会福祉協議会で管理・運営している基金です。基金の運用益を活用しながら、道内の児童、障がい者、高齢者、地域福祉分野に対する様々な福祉活動を行う団体への助成事業を進めています。

★あそぼーの★

代表者氏名：越野 麻美 団体設立：平成30年8月1日
Instagram: https://www.instagram.com/asobo_no/

そこで、誰でも気軽に立ち寄れる場所を作りたいと考え、北海道社会福祉総合基金の助成を活用して、「あつまーる」というプロジェクトを進めています。「あつまーる」では、世代間交流を通じて、昭和時代の温かさを少しでも取り戻すことを目指しています。

世代間交流から生まれる笑顔

「あつまーる」では、夏休みやハロウィンのイベント、町内のゴミ拾いなど、さまざまな活動を行い、子育て世代の親子が多く参加しています。さらに、高齢者の皆さんに常に告知を行い、参加者や運営ボランティアとして交流の場を提供しています。

はじめは、互いの距離感に戸惑う場面もありましたが、簡単なボードゲームや運動あそびを一緒に楽しんだり、高齢者ならではの知恵を共有したりすることで、回を重ねるにつれ、世代間の壁はなくなってきました。町内で偶然会った際には、「あつまーる」であった子だね！」「この間のおばあちゃんだね！」といったあいさつも増えています。

この活動が町の安心と安全、そしてみんなの笑顔につながっていけることを願っています。



子育て世代の親子と高齢者の
多世代交流の場に

従業員・職員・管理者のための

①なんでも相談窓口

相談料・通話料一切無料 フリーダイヤルで何でも相談!!

仕事・健康・子育て・人間関係・介護・借金・教育

n60年の
カンセキが
有資格者です。

②ハラスメント 相談・通報窓口

- ・罵ったり、脅んだり、困ったりした時は相談して下さい。
- ・都度報告を法人・企業にお伝えします。

パワーハラスメント
職場での慢性的な関係を背景とした言動であって、高圧的かつ不当な言動を繰り返すことにより、職員の就業環境が害される事です。

セクシャルハラスメント
職場において行われる、害に及ぼす性的な言動に対する被害の対応により、その職場が労働条件について不利益を受けたり意欲により就業環境が害される事です。

カスタマーハラスメント
お客様からの横行、脅迫、ひどい言葉、不当な要求等の害しい迷惑行為です。

①なんでも相談窓口 + ②ハラスメント相談・通報窓口 のセットがお得です!

月額・従業員 50 名未満の法人様が①+②でご契約の場合

セットでお得!
年間契約で
もつとお得!

月額 15,000円 (税別) × 12ヶ月 = 180,000円 (税別)
のところが

年間 150,000円 (税別)

年間契約割引適用で

北海道社会福祉協議会 賛助会員
株式会社 ヒューマンリソース
HUMAN RESOURCE

メール info@wakuwaku-hr.com 担当 倉



令和5年度全国社会福祉協議会会長表彰(社会福祉協議会優良活動表彰)受賞

厚真町社会福祉協議会の活動を紹介します (代表者：会長 大橋 正治)

北海道内の179市町村には、各市町村に社会福祉協議会(略称：社協)があり、地域住民の皆様とともに、福祉のまちづくり活動を行っています。今号では、厚真町社協が行っている取り組みについてご紹介します。

厚真町について

厚真町は人口約4,300人の小さな町で、農業が主要な産業です。苫小牧市に隣接し、太平洋に面した海岸地域は、北海道電力の火力発電所が立地しているほか、道内でも有数のサーフスポットとして知られています。

胆振東部地震の被災者支援

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震で、厚真町は震度7を観測しました。町内では広範囲にわたり山腹崩壊(山くずれ)、家屋倒壊、電気や水道といったライフラインの損傷などの甚大な被害が発生し、本会の役職員を含む37人(災害関連死1人を含む)が犠牲となりました。発災翌日の9月7日には、町民の約4分の1にあたる1,118人が避難を余儀なくされました。

厚真町社協は、発災から2日後の9月8日に災害ボランティアセンターを設置し、行政やNPO等と連携しながら被災者への支援を開始しました。当センターの開設は令和2年12月まで2年以上に及び、その間に全国各地からのべ約5,500人ものボランティアが活動を行いました。

また、被災者の生活拠点が避難所から応急仮設住宅へと移行することに対応するため、平成30年11月1日から生活支援相談員(LSA)を3名配置しました。LSAの配置は道内でははじめてのことでした。LSAは自宅や仮設住宅で暮らす住民を定期的に訪問し、支援が必要な方については関係機関と継続的に情報を共有しました。

「ふれあいサロン」で地域のつながりを取り戻す



地震で大きな被害を受けた地区では、多くの住民が住み慣れた地域を離れ、避難所や仮設住宅で生活せざるを得なくなりました。自宅に残った住民も含め、これまで深めてきた住民同士のつながりが失われ、それぞれの方が孤立し、不安な日々を過ごしていました。

厚真町社協では発災以前から、誰もが気軽に参加し、交流できる地域の居場所として「ふれあいサロン」を開催していましたが、地震の影響でサロン活動を中断していました。そこで、被害の大きかった地域でこれまで取り組んできた「ふ

れあいサロン」を復活させることで、地域のつながりを取り戻すことができました。

多機関と連携・協働し複合的な課題の解決へ

被災者の中には、年齢や障がいなどに関わらず、複合的な課題を抱えている方が多くいました。そのため、厚真町社協だけでなく、町の関係部署や民間の支援機関と定期的に情報を共有し、課題解決に向けて話し合う場を設けました。ここでは、住居や金銭、健康、介護に関することなど、さまざまな課題が浮かび上がり、多機関が連携し、協働して支援を行うこととなりました。その後、厚真町社協は町の重層的支援体制整備事業^(*)の仕組みづくりにも関わるなど、災害時の取り組みが復興後の活動にもつながっています。

地域力の再生と新たな担い手による地域づくり

特に地震の被害が大きかった北部地区では、地震をきっかけに自宅を離れるしかなかった方々も多く、その後のコロナ禍によりコミュニティ活動も影響を受けました。

地震で倒壊した生活会館等に代わり、町は令和3年12月に「厚北地域防災コミュニティセンターならやま」を新設しました。この施設では、地域の方々とともに先述の「ふれあいサロン」が開催されているほか、住民自身が地域づくりに取り組む動きも見られます。令和5年8月には、住民が主催する「ならやまマルシェ」が行われ、北部地区の農家が育てた野菜や手作りの手芸品が販売されました。このように、地域で暮らす方々だけではなく、地域を離れた方々とも交流を維持できる居場所づくりが進んでいます。



*重層的支援体制整備事業：地域共生社会の実現に向けて、市町村において、既存の相談支援や地域づくりの取り組みを活用し、高齢者や障がい者、子どもといった分野別ではなく、複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するための事業。令和3年4月の社会福祉法改正により創設された。

厚真町社協職員ってどんな人??

法人運営部門と福祉担当部門のほか、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所など合わせて26名の職員が、住民とともに厚真町の地域福祉の推進を目指して、日々頑張っています。

●所在地等：勇払郡厚真町京町158番地

TEL：0145-26-7501 FAX：0145-26-7655 HP：<https://atsuma-shakyo.or.jp/>



寄付・寄贈のご報告



寄付の受入状況

(令和5年10月1日～令和6年1月31日まで)

たくさんのご支援ありがとうございました。

◎本会へのご寄付をいただきました。

(敬称略)

年月	寄付者(団体)名	寄付先	寄付内容
令和5年10月 ～令和6年1月	一般社団法人いいことファーム	北海道社会福祉総合基金	金 216,100円
令和5年10月 ～令和6年1月	株式会社日本トリム	北海道社会福祉総合基金	金 298,100円

◎社会福祉施設等へのご寄付をいただきました。

(敬称略)

年月	寄付者(団体)名	寄付先	寄付内容
令和5年10月	一般社団法人北海道計量協会	石狩市特別養護老人ホーム はまますあいどまり	車いす用体重計1台
令和5年10月	株式会社ツルハホールディングス、 クラシエホールディングス株式会社	紋別市、余市町社協、土幌町社協、 新篠津村社協	車いす15台
令和5年10月	一般社団法人生命保険協会札幌協会	島牧村社協、留寿都村社協、 札幌認知症の人と家族の会、 ハロー ENJOY 札幌II	福祉巡回車2台、テレビ1台、 固定電話、プリンター、 プロジェクター
令和5年10月	一般社団法人生命保険協会苫小牧協会	千歳市社協、えりも町社協、 ケアハウス青葉、 就労支援センターピアチェーレ	車いす9台、パソコン機器一式、 蓄電池、ポータブルクーラー3台、工業用扇風機
令和5年11月	匿名	匿名	金 100,000円
令和5年12月	住友生命保険相互会社札幌支社	共和町社協	タオル 261本
令和5年12月	札幌「999人の第九」の会	北海道ボランティア・ 市民活動センター	金 50,000円

「しんらい」と「あんしん」をお届けします。

北自共の総合自動車共済・自賠償共済

北海道社会福祉協議会賛助会員
札幌市見守りポスター掲示協力賛助会員



1事故1担当者制

1つの事故に対して1人の専任担当者が担当

充実のロードサービス

24時間365日対応・等級に影響なし

安心の事故対応力

事故解決の専門家が素早く対応



自動車共済は
北海道社会福祉協議会を
応援しています!

☎011-721-5233

FAX:011-721-0801

電話の受付時間/平日 9:00~17:15



中小企業と従業員の皆さま、個人事業主さま向けに割安な掛金!

北海道自動車共済協同組合

〒065-0030 札幌市東区北30条東1丁目3-2 <https://www.hokujikyo.jp>



北自共承認NO.23-008

授産製品紹介

きらきら☆ ☆マルシェ

北海道社会福祉協議会
北海道障がい者就労支援センター
道内の障がいを持った方々が、その人の個性や能力に合わせながら、施設や作業所で、自立生活に向けた作業・訓練の一環として作っている製品をご紹介します。



1 社会福祉法人はるにれの里 札幌市地域活動支援センター annapurna [札幌市]

商品名 (すべて税込)

- ・刺し子ふきん 800円～1,500円
- ・ぼち袋 (S・3枚入り) 300円
- ・ぼち袋 (M・3枚入り) 400円
- ・ポストカード 100円
- ・ステッカー 200円

札幌市地域活動支援センター annapurna (アンナプルナ) では、主に紙製品や布製品の製作・販売を行っています。当事業所の定番商品である「ぼち袋」を中心とした紙製品は、SDGs を意識した取り組みの一環として、一度使用した古封筒などの古紙を再利用し、成形後に熱で溶かした蠟(ロウ)を紙に染み込ませる製法である蠟引き加工を施すことで、アップサイクルされています。「ぼち袋」のイラストは法人内事業所の利用者が描いており、お客様から大変好評をいただいています。

また、当事業所のもう一つの定番商品である「刺し子ふきん」は、ひと針ひと針丁寧に刺繍を施した布製品です。丈夫で長持ちする「刺し子ふきん」は、お家のインテリアにも映えるデザインとなっており、ランチョンマットとして使ったり、さらりと何かを覆ったりするなど、ふきん以外の用途としてもおすすめです。

そのほか、紙問屋や家具屋から譲り受けた紙や革の切れ端を活用した刺し子小物商品も各種取り揃えています。

当事業所の商品の一部は、ハンドメイド作品のECサイト「minne」(<https://minne.com/@annapurnamin>) で取り扱っています。また、当事業所に直接ご連絡いただければ、商品の購入も可能です。

問い合わせ先

TEL 011-707-7171

札幌市地域活動支援センター
annapurna

札幌市北区北21条西5丁目1-32-201



2 社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会 地域サポートセンターえがお [音更町]

商品名 (すべて税込)

- ・北海道十勝いつでも長ねぎ (10g) 216円
- ・北海道十勝いつでも大根 (50g) 324円
- ・北海道十勝いつでもにんじん (50g) 324円
- ・北海道十勝いつでもにんにく (30g) 540円
- ・北海道十勝いつでも大豆 (100g) 540円
- ・やさいフリフリベジドッグ (150g) 1,650円



ECサイト「オトフケチキプロダクツ」
のQRコード

問い合わせ先

TEL 0155-67-0527

地域サポートセンターえがお
河東郡音更町新通11丁目1番地6

当法人では、十勝管内の音更町で栽培された有機・減農薬の乾燥野菜を製造・販売しています。

「北海道十勝いつでもやさい」シリーズは、根菜や葉物野菜を乾燥させた商品で、添加物や保存料を使用しておらず、さまざまな料理に手軽に活用いただけます。

また、「やさいフリフリベジドッグ」は、愛犬用に10種類の野菜をミックスした商品です。

いずれの商品も、多くのお客様から好評をいただいています。

当法人が製造・販売する乾燥野菜は、軽量でありながら保存性が高いため、日常の料理だけではなく、災害時の備蓄品としてもおすすめです。

これらの商品は、当法人のECサイト「オトフケチキプロダクツ」(<https://kira086.stores.jp/>) で購入できるほか、音更町の「ふるさと納税返礼品」にも採用されています。また、道の駅「なつぞらの里」や帯広競馬場内の「とかちむら産直市場」でも販売しています。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

<ナイスハートネット北海道からお申し込みいただけます>

北海道社会福祉協議会では、北海道が推進する「障がい者就労支援推進計画」に基づき、企業や団体と授産事業所をマッチングさせ、授産事業所等の商品、役務を広く企業や団体の方にご利用頂くためにホームページを開設しています。今回ご紹介した商品も取り扱っており、ホームページ上で仮申し込みができます。

(ホームページ上では決済できないため、申し込みを一旦道社協において受け付け、事業所へ発注します。)

ホームページアドレス <http://nice-heart-net.jp/>

ナイスハートネット

検索

クリック

令和5年度

https://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償	
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○
	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	550円

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険
ホームページ)

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行幸用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12223より抜粋して作成)

編集後記

今号では、子ども・子育て支援に焦点を当て、子ども家庭センターの取り組みを紹介しました。社会全体で子育てを支える体制の強化が求められる中、私たちはそれぞれの立場から、子どもたちが健やかに育つ社会を目指して取り組んでいきたいですね。